

認定基準チェックシート

企業名 _____

別表第1に定める評価基準の該当の有無等について、次のとおり報告します。
 なお、報告内容については、事実と相違ないことを誓約します。

【記入にあたっての注意事項】

- ・次の評価基準について、該当する基準の□にチェックをつけてください。
- ・確認書類が必要な評価基準については、当該書類を添付してください。
- ・割合や平均を算出する場合は、小数点以下第2位を四捨五入して記入してください。

1号 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の都道府県労働局への届出と実践及び女性の活躍応援自主宣言の実施と宣言内容の従業員に対する実践

□	基準／配点	申請日において都道府県労働局に届出し、かつ計画を実践していること 申請日において宣言を実施し、かつ従業員に対し実践していること	3点
	確認書類	都道府県労働局の受領印が押印された一般事業主行動計画の写し及び女性の活躍応援自主宣言（書）の写し	

2号及び3号 女性管理職の割合

□	基準／配点	申請日において管理職※1に占める女性の割合が15%以上であること	3点	
	実績	管理職の人数（A）	うち女性の人数（B）	女性管理職の割合（B）÷（A）
		人	人	%
		女性が就任している役職名		
	確認書類	組織図、座席表等		

□	基準／配点	申請日において管理職※1に占める女性の割合が10%以上15%未満であること	2点	
	実績	管理職の人数（A）	うち女性の人数（B）	女性管理職の割合（B）÷（A）
		人	人	%
		女性が就任している役職名		
	確認書類	組織図、座席表等		

※1 管理職には役員である者は含めない。

4号 女性管理職の割合（■申請者が中小企業者である場合に限る）

□	基準／配点	申請日において管理職※1に占める女性の割合が5%以上10%未満であること	1点	
	実績	管理職の人数（A）	うち女性の人数（B）	女性管理職の割合（B）÷（A）
		人	人	%
		女性が就任している役職名		
	確認書類	組織図、座席表等		

※1 管理職には役員である者は含めない。

5号 高年齢者（65歳以上）の新規雇用実績

□	基準／配点	直近事業年度において1人以上の新規雇用※1を実施したこと		1点
	実績	人	新規雇用者の配置先	
	確認書類	雇用契約書（1人分）		

※1 第1号様式に記載している、常時雇用する労働者数に含まれる労働者が対象となるため、会社役員等は含まれません。1年間の雇用契約を更新する場合も新規雇用と認めます。

6号 高年齢者（70歳以上）の新規雇用実績

□	基準／配点	直近事業年度において1人以上の新規雇用※1を実施したこと		2点
	実績	人	新規雇用者の配置先	
	確認書類	雇用契約書（1人分）		

※1 第1号様式に記載している、常時雇用する労働者数に含まれる労働者が対象となるため、会社役員等は含まれません。1年間の雇用契約を更新する場合も新規雇用と認めます。

7号 「障がい者実就労支援企業認証制度」の認証ポイント

□	基準／配点	申請日において「障がい者実就労支援企業認証制度」の認定ポイントが8ポイント以上であること	3点
	確認書類	「障がい者実就労支援企業認証制度」の認証の写し	

8号 「障がい者実就労支援企業認証制度」の認証ポイント

□	基準／配点	申請日において「障がい者実就労支援企業認証制度」の認定ポイントが4ポイント以上8未満であること	2点
	確認書類	「障がい者実就労支援企業認証制度」の認証の写し	

9号 「障がい者実就労支援企業認証制度」の認証ポイント（■申請者が中小企業者である場合に限る）

□	基準／配点	申請日において障がい者実就労支援企業認証制度の認定ポイントが1ポイント以上4ポイント未満であること	1点
	確認書類	「障がい者実就労支援企業認証制度」の認証の写し	

10号、11号及び12号 新卒者の3年以内離職率

□	基準／配点	大学卒の新卒者※1の3年以内の離職率が20%以下であること					1点	
	実績	採用年度	採用人数	左のうち年度別離職人数			3年以内離職率	
				直近事業年度	直近事業年度の前年度	直近事業年度の前々年度		計
		直近事業年度						(B) ÷ (A)
		直近事業年度の前年度						
		直近事業年度の前々年度						
計	(A)				(B)	%		

※1 4年制大学を卒業し、新規学卒として雇用保険に加入した者のこと。

□	基準／配点	短期大学等卒の新卒者※1の3年以内の離職率が25%以下であること					1点	
	実績	採用年度	採用人数	左のうち年度別離職人数			3年以内離職率	
		直近事業年度		直近事業年度	直近事業年度の前年度	直近事業年度の前々年度		計
		直近事業年度の前年度						
		直近事業年度の前々年度						
計	(A)				(B)	%		

※1 短期大学等を卒業し、新規学卒として雇用保険に加入した者のこと。2年制の専門学校や高等専門学校を卒業した場合は、短期大学等に含みます。

□	基準／配点	高等学校等卒の新卒者※1の3年以内の離職率が25%以下であること					1点	
	実績	採用年度	採用人数	左のうち年度別離職人数			3年以内離職率	
		直近事業年度		直近事業年度	直近事業年度の前年度	直近事業年度の前々年度		計
		直近事業年度の前年度						
		直近事業年度の前々年度						
計	(A)				(B)	%		

※1 高等学校等を卒業し、新規学卒として雇用保険に加入した者のこと。1年制など2年未満の専門学校は、高等学校等に含みます。

13号 上記1号から12号に掲げる「多様な人材（女性・高齢者・障がい者・若者）の活躍」に資する取組の実施

□	基準／配点	申請日において具体的な取組を実施していること 例. 退職者再雇用制度の整備、事業所内のバリアフリー化、若年層の定着率に資する取組	1点
	取組内容		
	確認書類	取組を実施していることが確認できるもの（就業規則、社内規定、写真等）	

14号 上記1号から12号以外の「多様な人材の活躍」のに資する取組の実施

□	基準／配点	申請日において具体的な取組を実施していること 例. 外国人材の採用、UIJターン人材の採用、病気と仕事の両立支援	1点
	取組内容		
	確認書類	取組を実施していることが確認できるもの（採用活動資料、社内規定等）	

15号 ハラスメントの防止に向けた取組の実施

□	基準／配点	申請日において取組を実施していること	1点
	取組内容		
	確認書類	取組を実施していることが確認できるもの（就業規則、社内規定、研修資料等）	

16号 フルタイムで働く従業員の年間総労働時間

□	基準／配点	直近事業年度において平均が1,922時間以下であること	1点	
	実績	フルタイム従業員数 (A)	フルタイム従業員の年間 総労働時間の合計 (B)	年間総労働時間の平均 (B) ÷ (A)
		人	時間	時間／人

17号及び18号 年次有給休暇取得率

□	基準／配点	直近事業年度において従業員の年次有給休暇取得率の平均が67%以上であること	3点	
	実績	従業員への付与日数の合計 (繰越分は除く) (A)	従業員の日数取得の合計 (B)	年次有給休暇取得率 (B) ÷ (A)
		日	日	%

□	基準／配点	直近事業年度において従業員の年次有給休暇取得率の平均が55%以上67%未満であること	2点	
	実績	従業員への付与日数の合計 (繰越分は除く) (A)	従業員の日数取得の合計 (B)	年次有給休暇取得率 (B) ÷ (A)
		日	日	%

19号 年次有給休暇取得率（■申請者が中小企業者である場合に限る）

□	基準／配点	直近事業年度において従業員の年次有給休暇取得率の平均が50%以上55%未満であること	1点	
	実績	従業員への付与日数の合計 (繰越分は除く) (A)	従業員の日数取得の合計 (B)	年次有給休暇取得率 (B) ÷ (A)
		日	日	%

20号 非正規雇用から正規雇用への転換制度の整備と転換実績

□	基準／配点	転換制度（規定）を整備し、直近事業年度において1人以上の転換実績があること	1点
	実績	転換実績	人
		転換した者の 所属名	
確認書類	制度（規定）が確認できるもの		

21号 多様な正社員制度（職種・勤務地・勤務時間限定など）の導入実績

□	基準／配点	制度（規定）を整備し、直近事業年度において1人以上の適用実績があること	1点
	実績	制度の内容	適用実績 人
		適用している 者の所属名	
確認書類	制度（規定）が確認できるもの		

22号 多様な働き方（テレワークやフレックスタイム制、始業・終業時間の繰上げ・繰下げ等）の導入実績

□	基準／配点	制度（規定）を整備し、直近事業年度において1人以上の利用実績があること		1点	
	実績	制度の内容		利用実績	人
		利用している者の所属名			
確認書類	制度（規定）が確認できるもの				

23号 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の都道府県労働局への届出と実践

□	基準／配点	申請日において都道府県労働局に届出し、かつ計画を実践していること	2点
	確認書類	都道府県労働局の受領印が押印された一般事業主行動計画の写し	

24号 育児・介護休業法に定める各休業制度等と同程度以上の規定の整備

□	基準／配点	申請日において同程度以上の規定が整備されていること	2点
	確認書類	規定の写し	

25号及び26号 男性の育児休業取得率

□	基準／配点	直近事業年度において男性従業員について子が1歳までの間の育児休業 ※1取得率が10%以上であること		3点
	実績	対象となる子を養育する男性従業員数※2 (A)	制度を利用した男性従業員数 ※2 (B)	育児休業取得率 (B) ÷ (A)
		人	人	%
確認書類	育児休業申出書の写し			

□	基準／配点	直近事業年度において男性従業員について子が1歳までの間の育児休業 ※1取得率が7%以上10%未満であること		2点
	実績	対象となる子を養育する男性従業員数※2 (A)	制度を利用した男性従業員数 ※2 (B)	育児休業取得率 (B) ÷ (A)
		人	人	%
確認書類	育児休業申出書の写し			

※1 「育児・介護休業法」による休業制度のことです。

※2 直近事業年度において、対象となる従業員数及び実際に制度を利用した従業員数を記入してください。

27号 男性の育児休業取得率（■申請者が中小企業者である場合に限る）

□	基準／配点	直近事業年度において男性従業員について子が1歳までの間の育児休業 ※1取得率が5%以上7%未満であること		1点
	実績	対象となる子を養育する男性従業員数※2 (A)	制度を利用した男性従業員数 ※2 (B)	育児休業取得率 (B) ÷ (A)
		人	人	%
確認書類	育児休業申出書の写し			

※1 「育児・介護休業法」による休業制度のことです。

※2 直近事業年度において、対象となる従業員数及び実際に制度を利用した従業員数を記入してください。

28号 女性の育児休業取得率

□	基準／配点	直近事業年度において女性従業員について子が1歳までの間の育児休業 ※1取得率が90%以上であること		1点
	実績	対象となる子を養育する女性 従業員数※2 (A)	制度を利用した女性従業員数 ※2 (B)	育児休業取得率 (B) ÷ (A)
		人	人	%
確認書類	育児休業申出書の写し			

※1 労働基準法に規定する産前産後休業、育児時間とは別の制度で、「育児・介護休業法」による休業制度のことです。

※2 直近事業年度において、対象となる従業員数及び実際に制度を利用した従業員数を記入してください。

29号 上記16号から28号に掲げる「就業環境の改善」に資する取組の実施

□	基準／配点	申請日において具体的な取組を実施していること 例. 年次有給休暇・育児休業取得率向上のための取組、各種制度の整備		1点
	取組内容			
	確認書類	取組を実施していることが確認できるもの（社内規定、啓発資料等）		

30号 上記16号から28号以外の「就業環境の改善」のに資する取組の実施

□	基準／配点	申請日において具体的な取組を実施していること 例. フリーアドレス制の導入、事業所内保育園の運営、休憩室の新設等		1点
	取組内容			
	確認書類	取組を実施していることが確認できるもの（会社案内パンフレット、写真等）		

31号 新商品、新サービス開発による付加価値向上の取組や新たなマーケット開拓の取組の実施

□	基準／配点	申請日において新商品、新サービス開発による付加価値向上や新たなマーケット開拓の取組を実施していること		1点
	取組内容			
	確認書類	取組を実施していることが確認できるもの（新商品・サービスのパンフレット等）		

32号 労働生産性向上につながる技術導入や効率性の向上に向けた人材育成の実施

□	基準／配点	申請日において労働生産性の向上につながる技術導入や効率性の向上に向けた人材育成の取組を実施していること		1点
	取組内容			
	確認書類	取組を実施していることが確認できるもの（写真、パンフレット、規定等）		

33号、34号及び35号 生産性の伸び率

□	基準／配点	直近事業年度において3年前と比べ生産性の伸び率が6%以上であったこと		3点
	実績			
	確認書類	必要事項を記入した生産性要件算定シート（第3号様式）		

□	基準／配点	直近事業年度において3年前と比べ生産性の伸び率が3%以上6%未満であったこと	2点
	実績	%	
	確認書類	必要事項を記入した生産性要件算定シート（第3号様式）	
□	基準／配点	直近事業年度において3年前と比べ生産性の伸び率が1%以上3%未満であったこと	1点
	実績	%	
	確認書類	必要事項を記入した生産性要件算定シート（第3号様式）	

【留意事項】

本制度における評価項目には、国、道や市町村の各種制度（届出、助成金など）に用いられる項目と同様又は類似するものがありますが、計算方法や基準などが異なります。

このため、本制度で評価基準を満たすとされた項目について、国、道や市町村の各種制度（届出や助成金など）においても充足することを保証するものではありませんので留意してください。